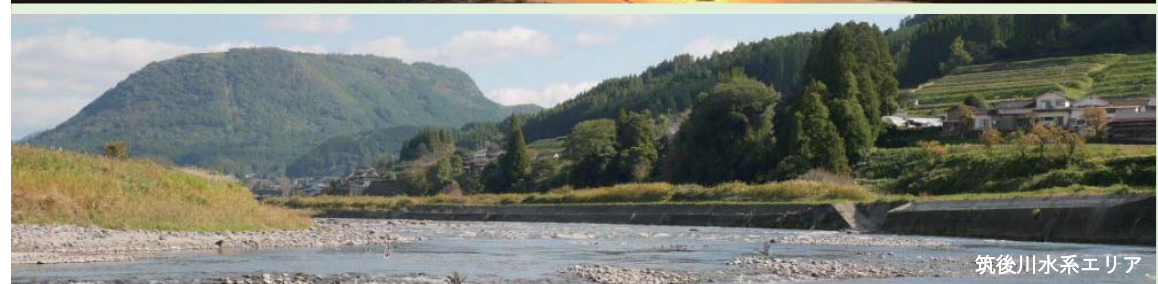




大分県広域景観保全・形成指針

～つながり、守り育む、景観ガイドライン～



令和5年3月



はじめに

大分県は、古くから「豊の国」と呼ばれてきたとおり、変化に富む山野、これを潤す水量豊かな河川、広々とした海など美しく豊かな自然景観を有しています。これらの美しい自然景観と先人たちの暮らしとの関係性の中で、火山が生んだ温泉地、美しく手入れされた山々、水田とあぜ道、豊かな漁村、地元の石を使った建造物といった、「おおいたらしい景観」が、長い年月をかけて育まれてきました。

また、これらの美しい景観は、海の幸、山の幸、米や野菜といった豊かな恵みをもたらす場所でもあり、歴史や文化が生まれる場所でもありました。

さらに、このような「おおいたらしい景観」は、重要な観光資源であるとともに、大分に行ってみたい、住んでみたいという気持ちを起こさせるものでもあり、観光振興はもちろんのこと、交流人口の増加や移住・定住の促進など、地域の活性化につながるものです。

これらの景観は、意識する・しないにかかわらず、故郷もしくは住み慣れた土地の原風景として、大分県に対する愛着や誇りの源であり、県民にとって共有の財産と言えるものです。またその多くは、単独の市町村の中に形成されたものではなく、複数の市町村にわたる広域的な景観の中にあります。そのため、私たちの身近にある景観を守ることが、ひいては県民の共有財産である広域景観の保全・形成につながります。

この指針は、豊かな自然とそこに暮らす人々の営みによって形づくられてきた「おおいたらしい景観」を次世代に引き継いでいくために、県民、事業者、市町村、県が、その価値を理解・共有するとともに、協働して守り育てていくための考え方を示すものです。



景観がもたらす恵み



景観を通して知るおおいた



食卓の向こうにある景観



この風景が好き
おおいたが好き

目次

第1章 広域景観保全・形成指針策定の背景と目的	1
1-1. 指針策定の背景	2
1-2. 指針策定の必要性	6
1-3. 指針の位置付け	7
1-4. 持続可能な社会を目指して	8
第2章 大分県の景観特性と課題	9
2-1. 大分県の景観の現状	10
2-2. 大分県の景観特性	11
2-3. 広域景観の保全・形成に向けた課題	14
第3章 基本理念・基本的な考え方	17
3-1. 指針の基本理念	18
3-2. 広域景観の保全・形成に向けた基本的な考え方	19
第4章 広域景観の保全・形成指針	21
4-1. 景観保全・形成における各主体の役割（取組指針）	22
4-2. 広域景観保全・形成に向けた県の取組と各主体の行動指針	23
4-3. その他の取組	31
第5章 広域景観エリアの設定による広域景観の保全・形成	33
5-1. 広域景観エリアの設定	34
5-2. 広域景観エリア別の方針	38

(参考)

参考1. 大分県自然公園の区分	62
参考2. 大分県自然公園の区分と広域景観エリア	63

(資料)

資料1. 写真提供元一覧	64
資料2. 大分県広域景観保全・形成指針策定に係る委員会の設置	66

第1章

広域景観保全・形成指針策定の背景と目的

1-1. 指針策定の背景

(1) 大分県の景観の概要

本県の地形・地質は複雑で、山岳、森林、平野、河川、海岸と、地域ごとに変化に富んだ自然環境をもたらし、また各地に美しい溪谷や滝、海浜、緑広がる草原や勇壮な海食崖など優れた景勝地を生み出しています。

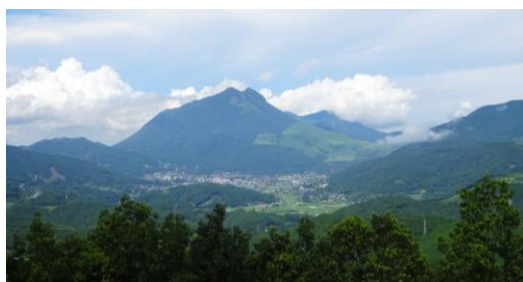
先人たちは、起伏の多い地形に棚田を開き、野焼きによって草原を維持しながら畜産を営み、複雑な海岸線を持つ地形を漁港として活用するなど、自然環境と共存しつつ生計を立て、暮らしてきました。さらに小藩分立の歴史が県内各地に城下町をつくり出し、各地に歴史的文化財や史跡を残す背景となっています。

今日、私たちが目にしている「おおいたらしい景観」は、このように、地域の自然環境、歴史や文化等と、そこに暮らす人々の生活、生業の有り様とが一体となって生み出されたものです。本県の多様で変化に富んだ自然環境、歴史的背景が、人々の暮らしと相まって、県内各地にそれぞれ個性ある魅力的な景観を育んできました。

また、本県は、これらの多様な景観を生かし、交流人口によって地域の活性化を図るグリーンツーリズムやブルーツーリズムの先進県です。さらに昨今では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、旅行者の自然や地域の文化への関心が高まっており、本県の美しく豊かな自然と人々の営みによってつくり出される景観は、以前にも増して重要な観光資源にもなっています。このような状況の中、アドベンチャーツーリズムやカルチャーツーリズムなどの取組も注目されています。自然景観や文化・歴史的景観を活用したこのような取組は、既に良好な状態にある景観資源の活用という側面だけでなく、埋もれた景観資源の発掘や地域景観の維持改善といった景観の保全の側面からも重要な役割を果たしています。



別府湾



由布岳と由布院盆地



くじゅう連山

(2) 大分県の景観行政の取組と景観法の制定

大分県では、昭和 63 年に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を定め、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化に努めるなど、各県に先駆けて景観への取組を行ってきました。

平成 16 年に「景観」そのものの整備・保全を目的とする我が国で初めての総合的な法律である「景観法」が制定され、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務、さらには景観形成のための行為規制を行う仕組み等が定められました。

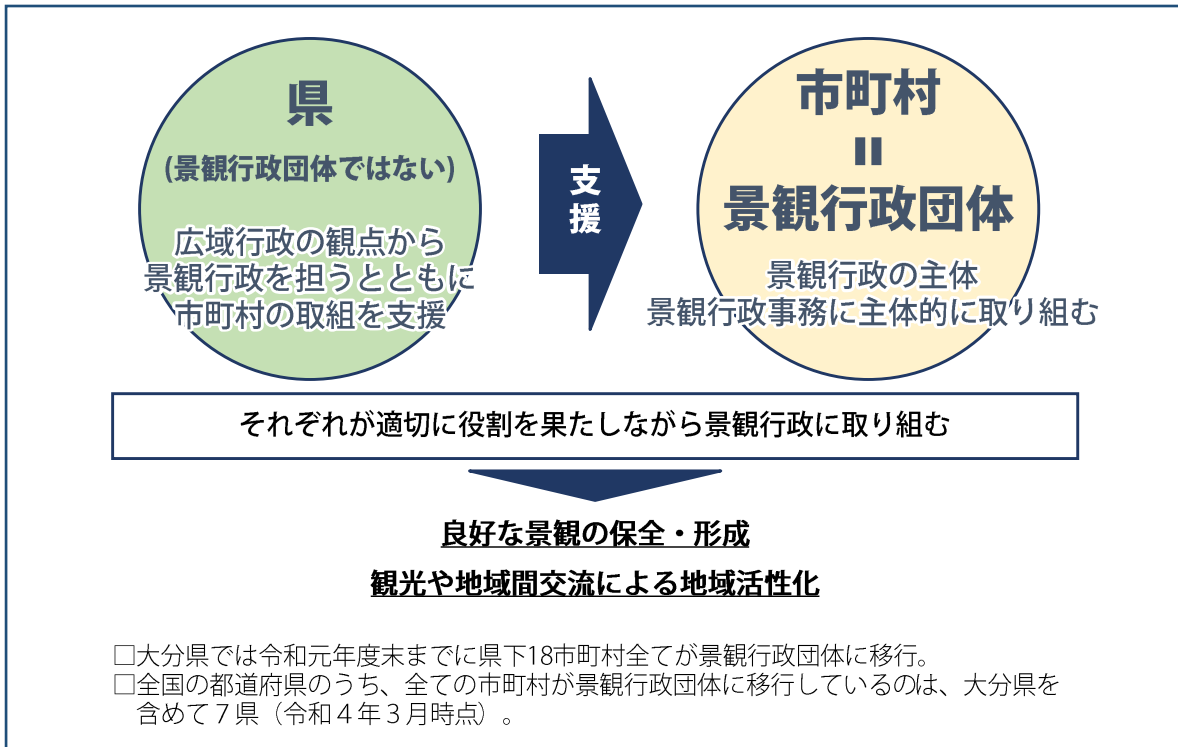
景観法では、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされており、本県ではこの基本的な考え方を踏まえ、市町村に対し、景観行政団体への移行や景観計画の策定に向けた支援を行ってきました。その結果、令和元年度末までに県下 18 市町村全てが景観行政団体に移行し、そのうち 14 市町村が景観計画を策定して、地域の特色に応じたきめ細かな景観形成に取り組んでいます。

県と市町村が重複して行政を行う事態を避けるため、市町村が景観行政団体となった区域では、景観法の趣旨を踏まえ、市町村が一元的に景観行政を担っています。市町村ごとに地域の特色に応じたきめ細かな取組が行われる一方で、複数の市町村にわたる広域的な景観を一体的に保全・形成するための特段の取組がなされていない状況にあります。

「おおいたらしい景観」は、広域的な景観の中に多くあることから、景観行政団体である関係市町村等が協力して取り組む仕組みづくりが必要となっています。

表：県のこれまでの取組

市町村の景観行政団体への移行や景観計画の策定、地域での景観づくりの支援	
○景観アドバイザーの派遣	・有識者のアドバイザーを希望する市町村やまちづくり関係団体へ派遣
○支障木の伐採事業の実施（市町村補助）	・観光ルート沿線や視点場において眺望が阻害されている箇所を伐採
○景観行政セミナーの実施	・市町村における景観形成の取組の推進、景観に関する機運の醸成を図るセミナー開催
○景観行政推進協議会・研修会等開催	・県と市町村の情報共有のための協議会や先進地事例等の研修会の開催



図：大分県の景観行政の姿

景観法の構成

- 第1章 総則
- 第2章 景観計画及びこれに基づく措置
 - 第1節 景観計画の策定等
 - 第2節 行為の規制等
 - 第3節 景観重要建造物等
 - 第4節 景観重要公共施設の整備等
 - 第5節 景観農業振興地域整備計画等
 - 第6節 自然公園法の特例
- 第3章 景観地区等
 - 第1節 景観地区
 - 第2節 準景観地区
 - 第3節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限
 - 第4節 雑則
- 第4章 景観協定
- 第5章 景観整備機構
- 第6章 雑則
- 第7章 罰則

景観行政団体

地域における景観行政を担う主体。大分県では、すべての市町村が景観行政団体に移行しており、景観計画等の**景観行政事務（左の赤字の部分）**については、景観行政団体である市町村が地域の特色を踏まえながら行うこととなっている。

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画。
景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める。

行為の規制等（大分県の場合は市町村が実施） 届出制度による良好な景観形成

※一般的な届出制度の概要

届出行為に該当

市町村長に対して行為の届出

市町村において基準との適合を確認

行為の着手

市町村によっては事前協議を求めているところもある。

必要に応じて

- 助言・指導
- 勧告
- 変更命令

景観地区

市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区。

(3) 景観を取り巻く社会状況

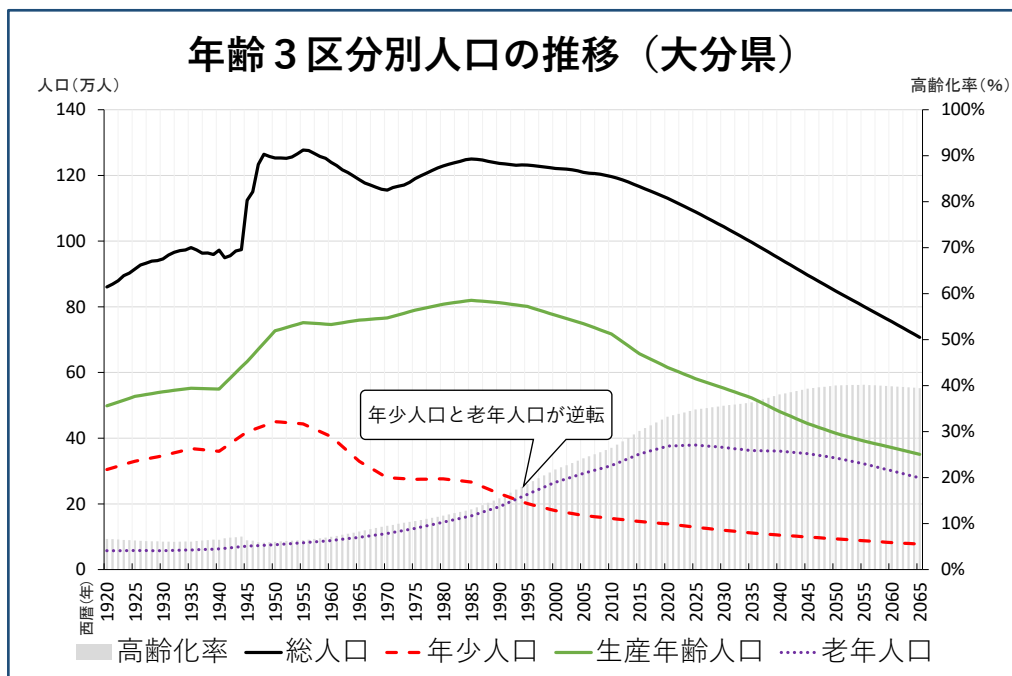
本県における景観行政の取組体制は徐々に整備される一方で、我が国そして本県が直面する昨今の社会状況に目を向けると、少子高齢化や人口減少の進行により地域の活力が減退しています。

これが景観の変化という点において、農山漁村の耕作放棄地や空き家の増加等により、雄大な自然景観や日常の生活環境が損なわれるという負の影響を与えていることは否めません。

また、地球温暖化への対策として、脱炭素社会への移行が全世界的に取り組みられるようになったことで、本県においても再生可能エネルギー施設の設置が以前にも増して行われるようになりました。その結果、これまでに想定されていなかったエリアでの大規模な開発が景観に対して影響を与えるという事例が生じてきています。

さらに、県民の価値観が多様化するなかで、景観の価値に県民が気づき・認識する機会が減少しつつあるという現状が、景観を守っていくという機運を低下させている大きな要因になっていると考えられ、総合的に景観を取り巻く状況は厳しさを増してきているといえます。

しかし、人々の暮らし方や社会状況が変われば、地域の景観が変わることは必然です。本県の景観も、経済社会の発展や過疎化の進展等、人々の生活の変化から大きな影響を受けているものの、景観の価値の核心部分として守るべきものと変容を受け入れるものを明確にし、変化の中で将来における良好な景観形成を図っていく必要があります。



図：年齢3区分別人口の推移（大分県）
出典：大分県人口ビジョン（令和2年3月改訂）

1-2. 指針策定の必要性

長い年月をかけて形づくられてきた個性豊かな魅力ある「おおいたらしい景観」は、私たちに潤いと安らぎを与え、ふるさととしての愛着をはぐくみ、地域の文化を創造する活力を醸成してくれるものです。

一方で、良好な景観は一度失われてしまうと、回復するのが非常に困難なものでもあることから、この先人から引き継いだかけがえのない財産である「おおいたらしい景観」の保全・形成を図っていく必要があります。

それぞれの市町村の区域内においては、景観行政団体である市町村が地域の特色を踏まえた取組を進めているところですが、複数の市町村にわたる広域景観の保全・形成については、景観行政団体である市町村と広域的な観点から景観行政を担う県が、県民や事業者と協働しながら取り組んでいく必要があります。

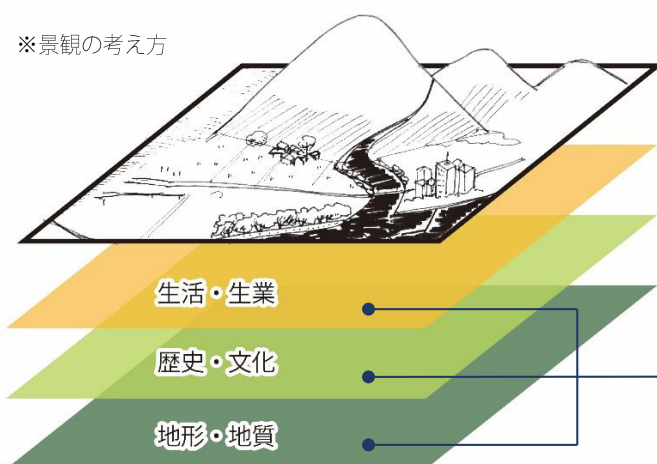
さらに、このような様々な主体が参加した景観保全・形成の取組を進めることによって、県民の景観に関する意識を醸成するとともに、地域の活性化を図っていくことが必要です。

「おおいたらしい景観」とは

景観法には景観について特段の定義はおかれていません。景観は一般的には、風景や景色の意味で用いられる言葉ですが、本指針では、「地形・地質」「歴史・文化」「生活・生業」などの地域固有の景観特性によって形づくられる認識像を景観としています。つまり、景観の裏側には人々の生活や営みがあるといえます。

これらの景観のうち、特に本県の美しく豊かな自然と、そこに住む人々の生活によって長い年月をかけて形づくられてきた個性豊かな魅力ある景観を「おおいたらしい景観」としています。これらの景観は、私たちに潤いと安らぎを与え、ふるさととしての愛着を育み、地域の文化を創造する活力を醸成してくれるものでもあります。

※景観の考え方



由布岳と由布院盆地の田園風景

地域固有の景観特性

その地域の持つ個性、地域らしさ

「広域景観」とは

この指針では、地形や気候、歴史、文化等による一体性もしくは共通性を有し、複数の市町村にわたる景観を「広域景観」とします。

ただし、視対象となる景観が一つもしくは複数の市町村にあり、視点場がその他の市町村にある場合も広域景観とします。

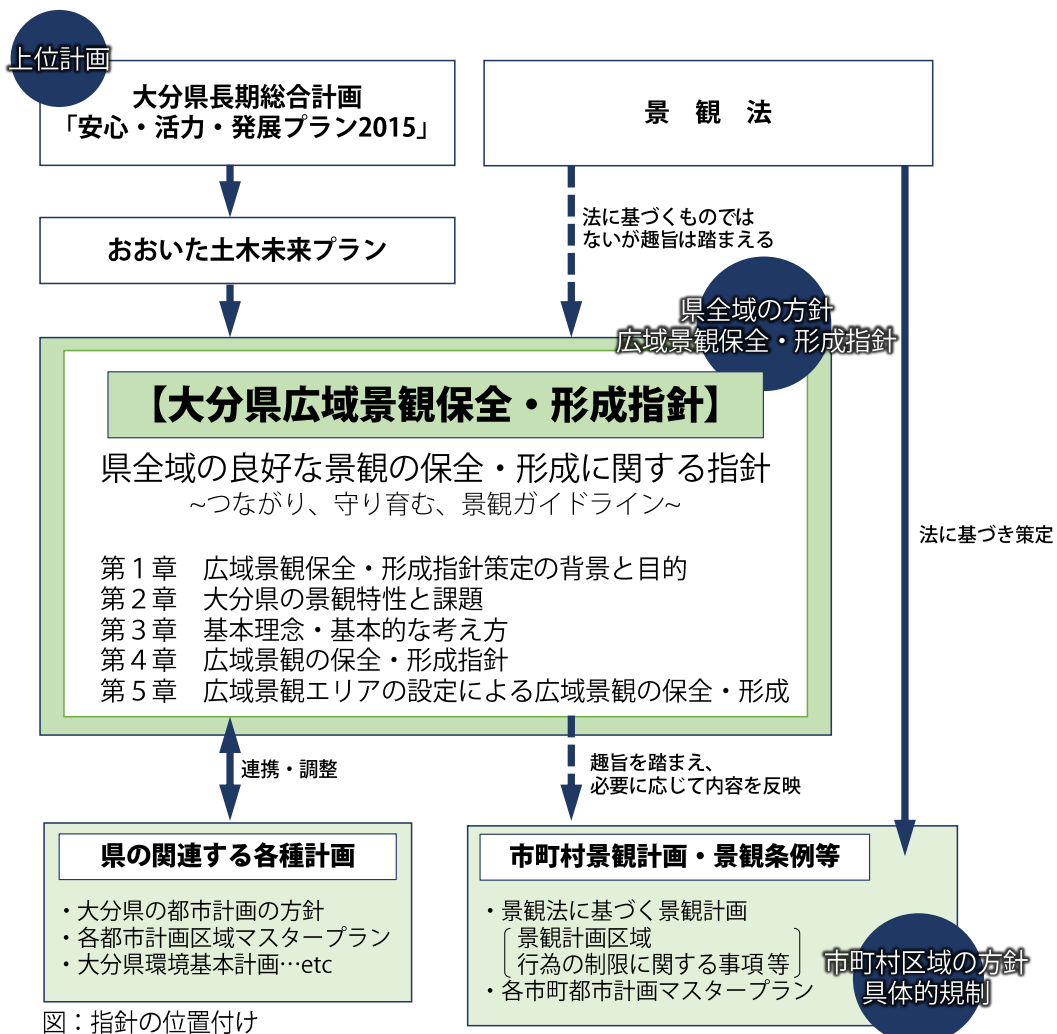
1-3. 指針の位置付け

本県では、『県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県』を基本目標とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」を策定しています。

この指針は、総合計画の部門計画である「おおいた土木未来(ときめき)プラン」の県土づくりの3つの分野の1つである「活力と潤いのある魅力的な地域づくり」で示されている「良好な景観の保全・再生・創出」を推進するために策定するものです。

景観法では、景観行政団体が良好な景観の形成に関する景観計画を策定することとされていますが、本県では全ての市町村が景観行政団体に移行し、県が景観行政団体ではなくなったことから、県が景観行政団体として景観法に基づく景観計画を策定することができません。しかし、広域景観の保全・形成のためには、関係する市町村や地域の団体、事業者等が一体となって取組を進めていくことが必要であることから、広域的な観点から景観行政を担うとともに、市町村の主体的な取組を支援する立場にある県が、その取組の方向性を示すものでもあります。

景観づくりには、息の長い取組が求められます。長期的かつ戦略的に取り組むためにも、景観行政団体である市町村と広域的な観点から景観行政を担う県が、県民や事業者と協働し(=つながり)広域景観を守り育てるこれからの景観行政の方向性をこの指針の中では提示していきます。



図：指針の位置付け

1-4. 持続可能な社会を目指して

地球上の誰一人取り残さないことを基本方針としているSDGsの理念は、「安心」「活力」「発展」の基本目標のもと、将来とも発展可能性豊かな大分県を作っていく本県の取組と軌を一にするものです。この指針の推進にあたっては、このSDGsを意識した取組を進め、持続可能な社会の実現を図っていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この指針に関連する SDGs の目



第2章

大分県の景観特性と課題

2-1. 大分県の景観の現状

(1) 眺望及び幹線道路調査から把握される広域景観の現状

この指針の策定に際して、県内の主要な視点場（展望所、山頂等）からの眺望景観調査及び主要な幹線道路を対象とした沿道景観調査を行いました。

海岸線の連続性が特徴の周防灘、高崎山や市街地に囲まれた別府湾、リアス海岸の日豊海岸、国東半島の山頂から延びる放射状の谷筋、県の中央部に位置し多くの視点場から確認できる由布岳、鶴見岳、九州の屋根とよばれるくじゅう連山、祖母・傾山など、多様な地形・地質を基盤とする広域景観を確認することができました。

一方で、山肌に設置された大規模な太陽光発電施設、山稜等に立つ大規模な風力発電施設、大規模山林の伐採地、点在する耕作放棄地等、広域景観に影響を与える様々な要因も確認することができました。

(2) ヒアリングから把握される市町村の景観行政の現状

県内の18市町村の景観行政担当者を対象とし、届出業務等の対応状況や県に望む支援内容等についてヒアリングを実施しました。

広域的な景観の保全・形成の観点から対応に苦慮した事例として、太陽光発電、風力発電など、大規模な再生可能エネルギー施設の事例が多く、近年では高速通信網構築のための基地局アンテナや木材需要による樹木伐採などの届出が全体の届出件数を底上げしている状況にあります。

また、大分県に対して支援を希望する事項として、①各市町村職員の従事年数に応じた研修等の実施、②良好な景観の保全・形成に関わる事例紹介、③景観アドバイザー制度の有効な活用等が挙げられました。

(3) 広域景観に影響を与える要因の増加

上記の「眺望及び沿道景観調査結果」及び「市町村ヒアリングの結果」にもあるように、近年、県内各地で大規模な再生可能エネルギー施設等の計画立案が見受けられるようになりました。

また、人口減少や高齢化の進展に伴い、担い手を失った農山漁村の耕作放棄地や適切に管理されない空き家が増加するなど、雄大な自然景観や日常の生活環境が損なわれる事象が社会問題化してきました。

さらに、これまでは顕在化していませんが、洋上風力発電施設の建設などが景観に影響を与えることも考えられます。

2-2. 大分県の景観特性

(1) 地形・地質上の特性（景観の構造的基盤）

本県は、山地が多く平地が少ない地形的な特徴を有し、変化に富んだ地形や自然が景観の美しさや豊かさをつくり出しています。

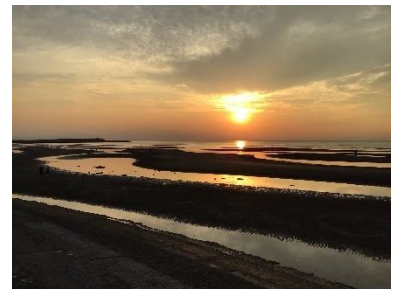
県の南部は九州山地の一部にあたり、中部から北部は広く阿蘇溶結凝灰岩火山地帯となっています。また東南部では、リアス海岸が形成されています。平地は、周防灘、別府湾、日豊海岸等に面した河川の河口部に主に形成され、山間の河川沿い等に盆地が点在しています。

九重火山地域を中心とする火山地帯は、高い山岳、変化に富んだ山容（耶馬溪等）、原生林（祖母傾山系等）など雄大な自然景観を生み出しました。また、この火山活動により、別府、由布院、九重をはじめ、県内各地に点在する温泉地など、恵みの景観を生み出しています。

河川は、山国川、大分川、大野川、番匠川が本県を代表する一級河川であり、日田、玖珠地方には有明海に注ぐ筑後川が、佐伯市宇目には五ヶ瀬川水系の北川が流れています。これらは貴重な水資源であるとともに、独自の渓谷美や流域景観をつくり出しています。



図：大分県の地形概要
出典：国土地理院地図データを加工し作成



真玉海岸



別府湾



耶馬溪



祖母傾山系



伽藍岳の火口（塚原温泉）

(2) 歴史・文化からみた景観の特徴（文化的景観としてのまとめり）

県内は、広く阿蘇溶結凝灰岩に覆われ、中津・宇佐平野に始まった古代仏教文化はその後、国東半島における六郷満山文化をはじめとし県内各地に発展しました。

国東半島と大野川流域は磨崖仏や石塔の二大集積地となっており、自然と宗教空間が渾然一体となった景観を形成しています。

さらに、加工しやすい石材が豊富にあることから、県内に多数の石橋が建造され、県北部エリアや豊肥地域を中心としたエリアにおいては、石橋、石積みの棚田、家屋の基礎等に石材が利用され、固有の文化的景観を形成しています。

また、久住高原の野焼きなど、大自然と人の共生の営みの風景も文化的な観点から「おおいらしい景観」といえます。

なお、江戸時代には、小藩分立を背景に県内各地に藩や他国の領地、天領等がモザイク状に分布し、各藩等が置いた城や館を中心に城下町、在町などが形成され、その当時の文化圏が現在も各所の街並みに息づいています。



六郷満山五辻（いつつじ）不動尊



両合棚田と石橋



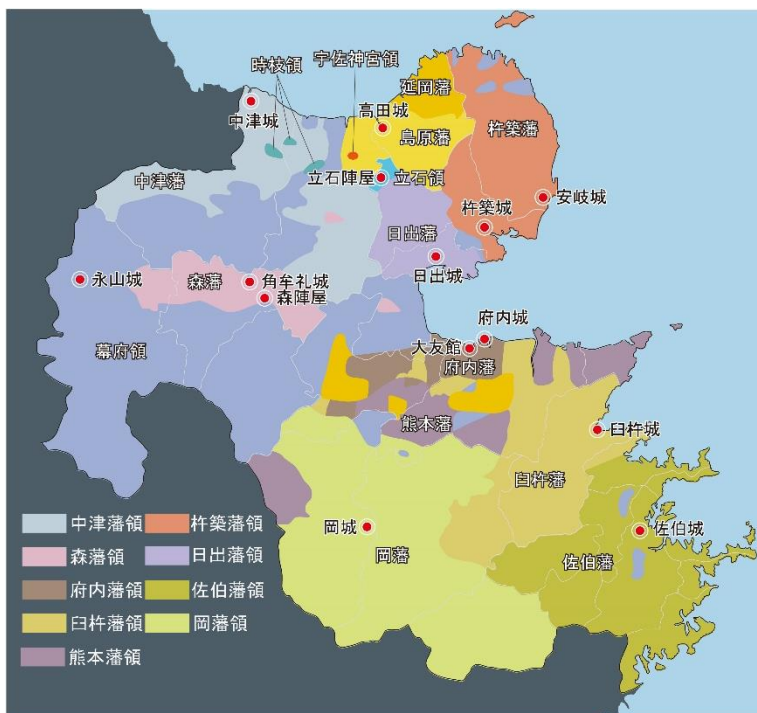
豊後大野市の石橋



久住高原の野焼き



臼杵市の旧城下町



図：近世「おおいた」各藩分布図
出典：大分県文化財保存活用大綱（令和3年3月）

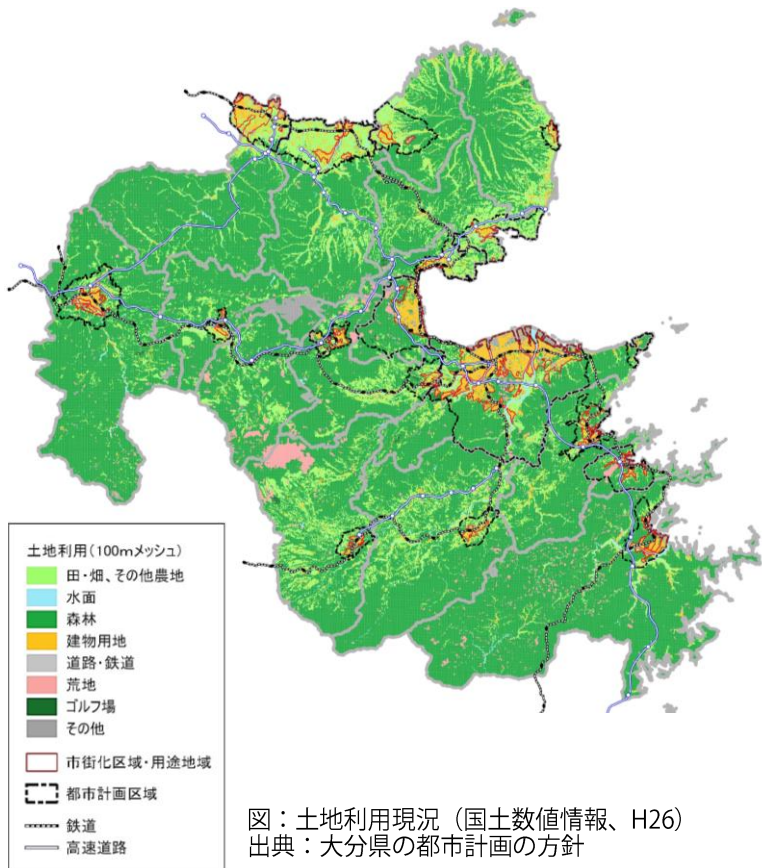
(3) 土地利用の特性（産業の分布等からみた特性）

本県は、山地が多く平地が少ない地形であり、土地利用も県土の約70%を森林が占めています。また、自然公園は30%に近く、全国平均の倍となっており、森林や自然公園など、自然景観に恵まれています。耕地は全体の約10%であり、海岸部の平地、河川沿いの盆地、山間部に分布しています。また、可住地は30%に満たない状況です。

このような基礎的な土地利用を基盤とし、山地を縫うように流れる河川沿いでは、棚田や河岸段丘上の田畑等の田園景観が広がります。

海岸部においては、周防灘から日豊海岸にかけての漁業を中心とした生業の景観、別府湾では、点在する港、別府市や大分市の市街地、新産業都市の指定を契機に発展した臨海工業地帯と、本県の暮らしを支える産業の景観が見られます。

また、本県は多様な泉源の温泉があり、別府の湯けむり景観をはじめ、県内各所で雄大な自然や温泉街を背景とした情緒ある「おんせん県おおいた」の景観をつくり出しています。



図：土地利用現況（国土数値情報、H26）
出典：大分県の都市計画の方針

表：県土の状況

	大分県	九州	全国
森林面積割合	70.07%	62.5%	65.5%
自然公園面積割合	27.5%	13.5%	14.9%
可住地面積割合	28.4%	36.8%	32.9%

出典：大分県の都市計画の方針
(令和3年3月改訂版)



豊後大野市緒方の農地



佐伯市の漁港



大分市の臨海工業地帯



別府市の湯けむり

2-3. 広域景観の保全・形成に向けた課題

(1) 「おおいたらしい景観」の価値の顕在化と共有

「地形・地質」などの自然条件に加えて、「歴史・文化」、「生活・生業」等の社会的な特性も含めて整理した上で、「おおいたらしい景観」の価値を顕在化させ共有する必要があります。

里山、漁村、温泉地など、その地域に合った暮らしぶりが、それぞれの地域で特色のある景観をつくりあげており、暮らしを守ることで景観が守られています。また、逆に、その景観を守ることで暮らしが守られています。暮らしと景観は「守り・守られる関係である」との認識を共有する必要があります。

(2) 広域景観に影響を与える様々な要因への対応

再生可能エネルギー施設などの大規模施設については、隣接市町村の景観にも影響を与えるなど、単独の市町村の景観条例や景観計画による規制誘導だけでは広域景観の保全が図れない場合があります。地域との共生が図られるよう景観行政の観点からも市町村と県が連携して取り組んでいくことが必要です。

また、人口減少や少子高齢化の進展により、耕作放棄地や空き家の問題が深刻化しています。

これらの様々な景観に影響を与える今日的な要因について、適切に対応していく必要があります。

(3) 県と市町村の連携による広域景観の保全・形成

景観法の施行により、基礎的自治体である市町村が景観行政団体となることで、地域の特色を踏まえたきめ細かな景観行政が行われてきました。一方で、景観は必ずしも単独の市町村にのみ存在するものではないため、今後は、複数の市町村にわたる広域的な景観を一体的に保全・形成していくための取組を進めていく必要があります。そのためには、景観行政団体である市町村と広域的な観点から景観行政を担う県が連携する仕組みが必要です。

(4) 景観に配慮した公共施設整備

公共事業等により整備される道路や橋梁、河川などの施設は、その公共性や規模から地域の良好な景観形成において重要かつ先導的な役割を担うものです。このため、本県においては、事業の実施にあたり、大分県環境影響評価条例、大分県公共事業評価実施要領、大分県自主的環境配慮指針などにに基づき、環境に配慮した取組を行ってきたところですが、景観に配慮した整備を行うための取組をさらに進めていくことが必要です。

(5) 景観の保全・形成を通じた地域の活性化

個性ある魅力的な景観の保全・形成は、観光振興や交流人口の増加だけではなく、移住・定住の促進にもつながるものであり、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ地域経済の再活性化の鍵となる可能性を持っているといえます。また、地域の住民が自ら問題意識を持ってまちづくりに参加するきっかけにもなります。

住民や地域の団体、市町村、県が協働しながら、良好な景観の保全・形成の取組を地域の活性化につなげていく必要があります。

(6) 景観に関する意識の醸成

「おおいたらしい景観」を形づくる景観特性は、その地域に固有のものであり、貴重な財産であるともいえます。住民や事業者による良好な景観の保全・形成の取組を促進するためには、「おおいたらしい景観」の価値に対する「気づき」を促すなど、子供から大人まで全ての県民の景観に関する意識を高めていく必要があります。

また、県内各地で、多くの景観向上に関わる実践者が存在しますが、それらの活動を広域的につなげ、県全体の景観意識の醸成を図る必要があります。

第3章

基本理念・基本的な考え方

3-1. 指針の基本理念

本県の多様な自然の恩恵を享受しつつ、先人たちが活気あふれる生活を営む中で、自然と人々の生活が一体となって、個性豊かな魅力ある「おおいたらしい景観」が形づくられてきました。

この美しい景観は、豊かな恵みをもたらす場所でもあり、歴史や文化が生まれる場所でもあります。さらに、これらの景観は、故郷もしくは住み慣れた土地の原風景として、大分県に対する愛着や誇りの源であり、県民にとって共有の財産です。

県内各地で地域に合った暮らしぶりが、それぞれ特色のある景観をつくり出しており、暮らしを守ることで景観が守られ、また、景観を守ることで暮らしが守られています。

この指針では、「おおいたらしい景観」を次世代に引き継いでいくために、県民、事業者、市町村、県が、その価値を「理解・共有する」とともに、協働して（＝つながり）「守り育てていく」ことを基本理念とします。



図：基本理念のイメージ

景観法に定める「基本理念」

(基本理念)

- 第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
 - 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
 - 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
 - 5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

3-2. 広域景観の保全・形成に向けた基本的な考え方

(1) 「おおいたらしい景観」を県民の共有財産として守り継承します

周防灘や日豊海岸等の連続する海岸線、放射状の谷筋により形成される国東半島、九州の屋根とも呼ばれるくじゅう連山、火山活動が形成する耶馬溪など、本県の自然は多様な魅力を有しており、広域景観の基盤となっています。

これらの複数の市町村にわたって存在する自然とそこに住む人々の生活が織りなす美しく豊かな「おおいたらしい景観」を県民共通の財産として守ります。

また、石橋や石積の棚田等の里山の景観、連続する海岸線に趣を変えてたたずむ港の景観、江戸時代の小藩分立を背景とする個性ある街並みの景観など、長い歴史のなかで、固有の文化や生業を背景とする「おおいたらしい景観」が育まれてきました。

これらの景観は、豊かな恵みをもたらすものであり、県民共有の財産として守り継承します。

(2) 市町村の規制誘導策の調整を図ります

大規模な建築物、工作物及び物品の集積場などは、広域景観に大きな影響を与えるものであり、景観法の仕組みを活用し、周囲の景観との調和を図っていく必要があります。

景観法の基本的な枠組みは、届出対象となる開発行為等について、景観形成基準に適合するよう誘導するものであり、景観行政団体であるそれぞれの市町村ごとに地域の特色を踏まえた仕組みづくりが行われています。

一方で、広域景観の保全・形成のためには、関係市町村がその価値を共有し、同じ認識に立って景観誘導していくことが必要です。このため、広域景観の価値の共有を促進するとともに、市町村の規制誘導策の調整を図ります。

(3) 県と市町村が連携する仕組みを構築します

広域景観を将来にわたって保全・形成していくためには、景観行政団体である関係市町村と広域的な観点から景観行政を担う県とがそれぞれの役割を適切に果たしながら連携して取り組んでいく必要があります。

このため、必要に応じて、関係市町村と県が協力して広域景観の保全・形成に取り組む場を設置します。

また、この連携の場に地域のまちづくり団体や景観保全に取り組むNPO法人等の関係団体にも参加を呼びかけ、景観の保全・形成を通じた地域の活性化につなげていきます。

(4) 公共施設整備により良好な景観形成を先導します

公共施設については、景観に大きな影響を与えるものですが、一方で、景観に配慮したものとするなど、それに触れる住民や事業者の景観に対する意識の変化を促すことが期待されるなど、地域の景観形成に先導的な役割を果たすものでもあります。このため、県が実施する公共事業を、より一層景観に配慮したものとするとともに、公共事業に従事する職員の景観に関する意識を高めていきます。

(5) 様々な主体が協働する景観づくりを推進します

景観は、自然と人々の営みとが一体となって形づくられるものであり、生活や生業などの地域の暮らしぶりを映し出したものといえます。このため、良好な景観の保全・形成に向けて、地域の住民や事業者による取組を活性化していくとともに、行政だけでなく、住民や事業者など様々な主体が協働する取組を進めます。

耕作放棄地や空き家などの問題については、市町村や地域の団体等と国や県の施策について情報共有を図るとともに、景観まちづくりの観点から協働できる仕組みづくりに取り組みます。

また、地域で景観保全等の活動に取り組んでいる個人や団体、事業者の活動をより一層活性化するため、これらの団体等を広域的につないでいくとともに、その活動を広く紹介していきます。

(6) 広域景観が県民共有の財産であるとの意識醸成を図ります

人々の暮らしによって美しく豊かな景観がつくられ、その景観はそこに住む人々に潤いや安らぎを与えてきました。また、そこに住む人々が地域の景観に対する誇りや愛着を持つことで、さらに良好な景観が守り育てられていきます。

この人々の暮らしと景観との相互作用・好循環のサイクルを県民、事業者、行政の共通認識とした上で、広域景観の保全・形成に関わる機運の醸成を図ります。

さらに、広域景観は、そこで暮らす人々（県民、事業者、行政）の共有財産であるとの認識のもと、広域景観の保全・形成に関わる、県民、事業者、行政の担うべき役割や協働の在り方を示します。

第4章

広域景観の保全・形成指針

4-1. 景観保全・形成における各主体の役割（取組指針）

「おおいたらしい景観」を次世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、市町村、県が「おおいたらしい景観」の価値を理解・共有し、それぞれの役割を果たしながら協働して（＝つながって）守り育てていくことが必要です。そのためにそれぞれの主体に求められる役割は次のとおりです。

各主体はそれぞれの役割を認識し、これを景観保全・形成のための指針として取り組んでいくことが求められます。

（1）県民に期待される役割

身近な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすとともに、県や市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが必要です。

良好な景観は、県民一人ひとりの日常の生活の積み重ねから形づくられることを認識し、自ら進んで地域の景観の保全・形成に取り組んでいくことが期待されます。

（2）事業者期待される役割

土地利用等の事業活動に関し、景観に関する法令を遵守することはもちろんのこと、景観に与える影響を意識し、良好な景観の形成に自ら努めていくことが必要です。

県や市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するだけでなく、地域社会の構成員として、積極的に景観保全・形成に取り組むことが期待されます。

（3）市町村の役割

景観行政団体としてそれぞれの行政区域において責任を持って景観行政を推進していく必要があります。一方で、広域景観の保全・形成については、県や関係市町村と連携した取組を進めていくことが必要です。

また、住民や事業者が主体的に取り組む景観づくりの活動について支援していくことが望まれます。

（4）県の役割

景観行政団体である市町村の景観施策を支援するとともに、広域景観の保全・形成については、県の責務であると捉え、関係市町村等と連携した取組を進めます。

また、景観への影響が大きい公共事業等においては、率先して景観に配慮した取組を行います。

さらには、景観の保全・形成に取り組む団体等を支援するとともに、景観に関する情報発信などを行い、県民の意識の醸成に努めます。

4-2. 広域景観保全・形成に向けた県の取組と各主体の行動指針

広域景観の保全・形成に向けた県の取組と、その取組に対して各主体がとるべき行動の指針を示します。

(1) 県民、事業者、市町村、県が協働する取組体制の構築

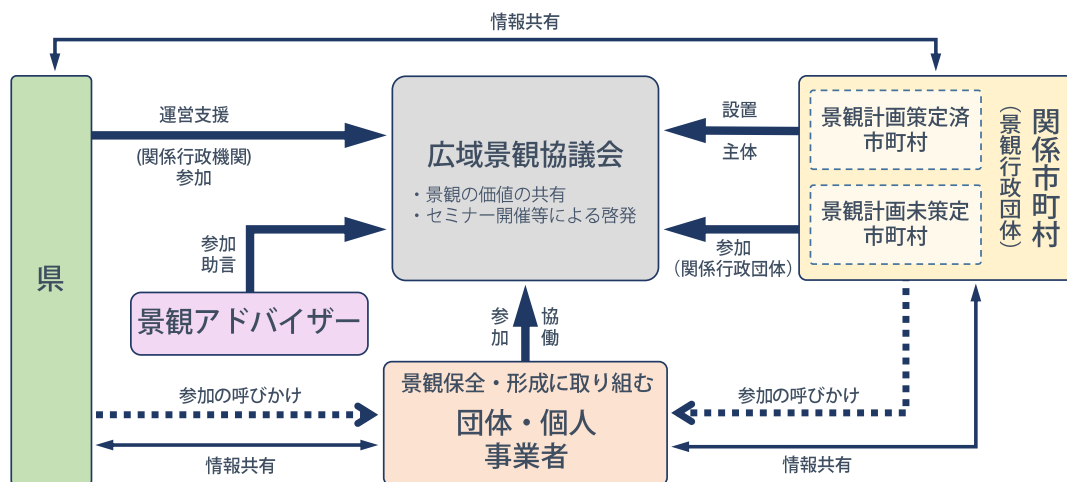
広域景観の保全・形成のため、景観行政団体である市町村と広域的観点から景観行政を担う県が連携して取り組む場である「広域景観協議会」の立ち上げを支援します。この広域景観協議会については、景観法上の景観協議会として設置することが望ましいため、景観行政団体である市町村が設置し、県が関係団体として参加することとします。

この広域景観協議会は、県と関係市町村の連携を図るだけでなく、市町村間の連携の強化にもつながるものです。県と市町村それぞれの担当者が常日頃から相談・協力できる体制を整えることで、地域の景観行政のより一層の推進を図ります。

また、この広域景観協議会には、地域で景観の保全・形成に取り組んでいる個人や団体、事業者にも参加を呼びかけるなど、地域と一体となった取組を目指します。地域において、景観施策を推進するためには、空き家対策やエネルギー施策など、景観に関連する様々な施策を意識した取組が必要となります。このため、国や県の景観関連施策についてこの「広域景観協議会」を通じて市町村や地域の団体等との情報共有を図ります。

大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が設置する広域景観協議会に関係行政機関として参加するとともに、その運営について支援を行います。 ○広域景観協議会を通じて、関係市町村と「おおいたらしい景観」の価値の共有を図るとともに、セミナーの開催等を通じて啓発を図ります。 ○広域景観協議会を通じて、景観に関連する国や県の施策について、市町村や関係団体と情報共有を図ります。 ○地域の景観団体やまちづくり団体などの関係団体に広域景観協議会への参加を呼びかけます。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○景観行政団体として広域景観協議会の主体となります。また、景観計画を策定していない場合は、関係行政団体として広域景観協議会に参加します。 ○地域の景観団体やまちづくり団体などの関係団体に広域景観協議会への参加を呼びかけます。
県民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○景観の保全・形成に取り組む地域の個人や団体、事業者は、積極的に広域景観協議会に参加し、県や市町村と協働して取り組むことが期待されます。

大分県広域景観保全・形成指針



景観アドバイザー

県では、景観・まちづくりに関して専門的な知識及び経験を有する方を「大分県景観アドバイザー」として委嘱し、地域の良好な景観・まちづくりに取り組む市町村・民間団体等に対して派遣を行い、指導・助言を行ってもらうなど、活動を支援しています。

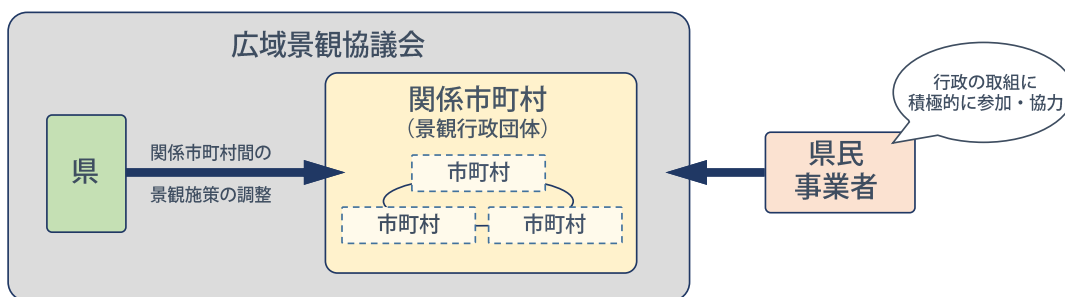
(2) 広域景観協議会を活用した取組

広域景観に影響を与える再生可能エネルギー施設などの大規模施設については、関係市町村が広域景観の価値を共有した上で、景観法の仕組みに基づいた規制誘導を行うことが必要です。広域景観協議会を活用し、地域の声も踏まえながら、関係市町村の届出対象行為や景観形成基準の調整を行う、あるいは、大規模開発に対する共通の基準を設けるなど広域景観の一体的な保全・形成に向けた検討を行います。

この広域景観協議会は、景観法の仕組みを活用した規制誘導策の前提となる基準等について市町村間の調整を行うものであり、市町村に対する個々の届出案件について協議することを目的とするものではありませんが、このような市町村連携の取組を進め、将来的には、近隣市町村に影響を与える個別の届出案件等についても広域景観協議会を活用し、協議することを目指します。

耕作放棄地や空き家の問題などの課題については、個人の営みに頼るだけでは解決が難しく、また行政だけで解決することも困難であり、地域の住民と行政とが協働して取り組んでいくことが必要です。このため「広域景観協議会」に地域で景観の保全・形成やまちづくりに取り組んでいる団体等に参加を呼びかけ、住民と行政が協働して景観まちづくりの観点からも取組を進めていきます。

大分県	○ 広域景観協議会の対象地域において、広域景観の一体的な保全・形成が図れるよう関係市町村間の景観施策の調整を行います。
市町村	○ 広域景観協議会の調整結果を景観計画等に反映させます。
県民事業者	○ 行政の取組に積極的に参加、協力することが期待されます。



(3) セミナーやワークショップ等の開催

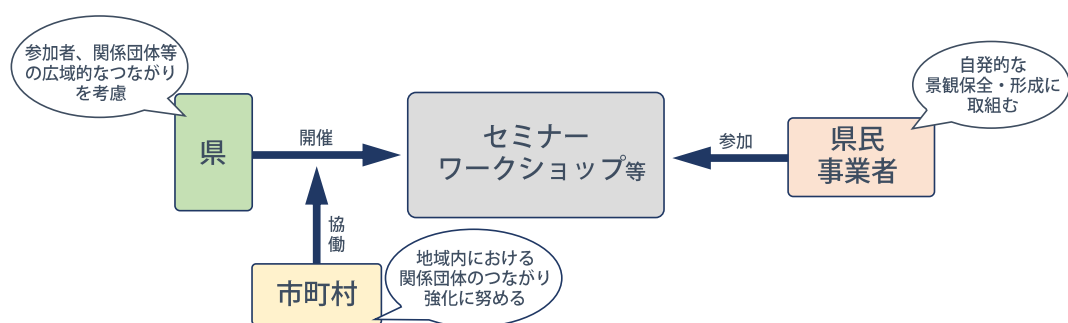
良好な景観の保全・形成を図るには、地域の住民にその地域の景観の価値や自らの役割について、改めて認識してもらうことが大切です。このため、県内各地でセミナーやワークショップの開催に取り組んでいきます。

また、行政だけでなく、住民や事業者、NPO法人など様々な主体が一堂に会し、景観に関して学んだり意見交換を行う場を設けて、自発的な景観保全活動につなげていくことが必要です。広域景観協議会をこのような場としても活用していきます。

セミナーなどの開催にあたっては、地域で景観活動に取り組む団体相互の「つながり」を意識した取組を行い、地域における景観保全の取組の活性化を図ります。

さらに、景観に対する意識を高め、主体的に行動する人材を育むためには、子供から大人まで様々な世代を対象にあらゆる場所で景観に関する学びを促していくことが必要です。とりわけ、子供の頃から身近な景観に対する意識を高めていくことが重要であることから、子供を対象とした景観教育に取り組めます。

大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村と協働して効果的なセミナー等を開催します。 ○ セミナーなどの開催にあたっては、参加者や関係団体等の広域景観協議会の対象地域内でのつながりはもとより、より広範囲なつながりも考慮して実施します。 ○ 景観教育に関する教材等の作成を行うとともに、様々な機会を通じて景観教育に取り組めます。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ その区域内の関係団体のつながりの強化に努めます。 ○ 県が行う景観教育に協力するとともに、自らも取り組むよう努めます。
県民事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県や市町村が行なうセミナー等に積極的に参加し、自発的に景観保全・形成に取り組んでいくことが期待されます。



セミナー



ワークショップ



まち歩き（現地視察）

(4) 景観行政推進協議会の運営等

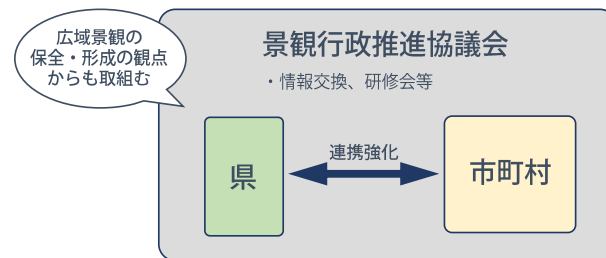
本県では、「魅力あるまちづくりを進めるため、景観法などの景観行政を進める上での方策の研究、知識の普及、啓発等を行うこと」を目的に県と市町村で景観行政推進協議会を設置し、情報交換のための会議や関係職員の資質向上のための研修会等を開催しています。これまでは主に市町村の景観行政事務に焦点を当てた研修会等を開催してきましたが、今後は、広域景観の保全・形成に関する観点からも取組を進めていきます。

大分県

○市町村の意見も踏まえた上で、より効果のある研修等を開催します。

市町村

○担当者を景観行政推進協議会の研修等に参加させ、職員の資質の向上を図るよう努めます。



総会



担当者会議



研修会

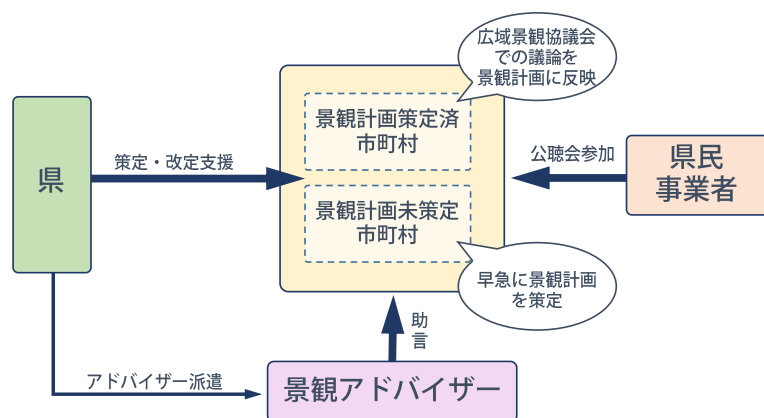
(5) 景観計画策定・改定の支援

本県では全ての市町村が景観行政団体に移行していますが、景観計画未策定の団体もあり、良好な景観の保全・形成を図るため、早急な景観計画の策定が求められます。

また、広域景観協議会の設置や届出制度に係る基準の検討など、他の市町村と連携した取組を行うためにも、景観計画の策定が必要であることから、未策定の団体に対して策定の働きかけを行います。

さらに、広域景観協議会の調整の結果を踏まえた景観施策を進めていくためには、現在の景観計画にその内容を反映することが必要であることから、市町村が行うこれらの取組について支援を行います。

大分県	○市町村が広域景観協議会による景観施策の調整の結果を反映するために景観計画の変更を行なう場合、景観アドバイザーの派遣などの支援を行います。
市町村	○景観計画を策定していない団体については、良好な景観の保全・形成及び法定の景観協議会を立ち上げるため、早急な景観計画の策定に努めます。
県民事業者	○市町村が景観計画の策定・改定のために開催する公聴会等に積極的に参加することが期待されます。

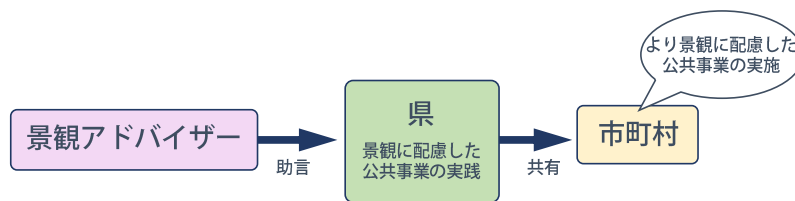


(6) 景観に配慮した公共施設整備の取組

県が実施する公共事業をより一層景観に配慮したものにとするとともに、事業に従事する職員の景観意識の向上を図るため、特に景観に配慮する必要がある地域で実施する公共事業について、専門家による助言等を活用します。

また、県が実施した景観配慮の実例を県職員だけでなく、市町村職員にも共有するなど、県全体の公共事業の質の向上にも努めていきます。併せて、国や市町村に対しても、広域景観協議会などを通じて、より景観に配慮した公共事業を実施するよう要請していきます。

大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ より景観に配慮した公共事業に取り組むとともに、職員の景観意識の向上を図ります。 ○ 景観に配慮した公共事業の事例をとりまとめ、市町村等に情報提供します。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の取組などを参考に、より景観に配慮した公共事業の実施に努めます。



(7) 景観アドバイザーの活用

県では、市町村や地域の団体等が行う住民による景観づくりなどの活動を対象に、要請に応じて景観に関する専門的な知識や経験等を有するアドバイザーの派遣を行っており、これまでも市町村における景観計画策定における助言や景観まちづくりに関する勉強会の講師などに活用されています。

この指針による広域景観協議会の取組や、より景観に配慮した公共事業の実施についても、専門的な知識等に基づく助言が有効であることから、景観アドバイザー制度の充実とより一層の活用を図ります。

大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観アドバイザー制度の充実を図るとともに、広報など活用の促進を図ります。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観計画の策定だけでなく、職員の資質向上やまちづくりの検討など、景観アドバイザーのより一層の活用を努めます。
県民事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自発的な景観保全・形成の取組を行なう中で、景観アドバイザーを活用することが期待されます。

(8) 効果的な情報発信

県民や事業者による自発的な景観づくりを促進するためには、まずは、身近な景観の価値に気づいてもらうことが必要です。さらには、暮らしと景観とが「守り・守られる関係にある」という認識を広めていく必要があります。このため、市町村と連携しながら、地域の景観特性や景観と暮らしの関係性などの情報をホームページ等を通じて発信していきます。

また、インバウンドを含め、観光客に対しては、単なる「風景」としての景観だけでなく、その景観の成り立ちやその景観を支える住民の暮らしぶり、さらには、地域で景観づくりに取り組む実践者の紹介なども含め、「おおいたらしい景観」の魅力を発信していきます。

大分県	○景観の価値について、気づきを促し理解を深めるための情報発信を行います。
市町村	○情報提供を行うなど、県の情報発信に協力するとともに、自らも情報発信に努めます。
県民事業者	○県や市町村の情報発信の内容に関心を持ち、景観の保全・形成について理解を深め、自発的な取組につなげていくことが期待されます。

4-3. その他の取組

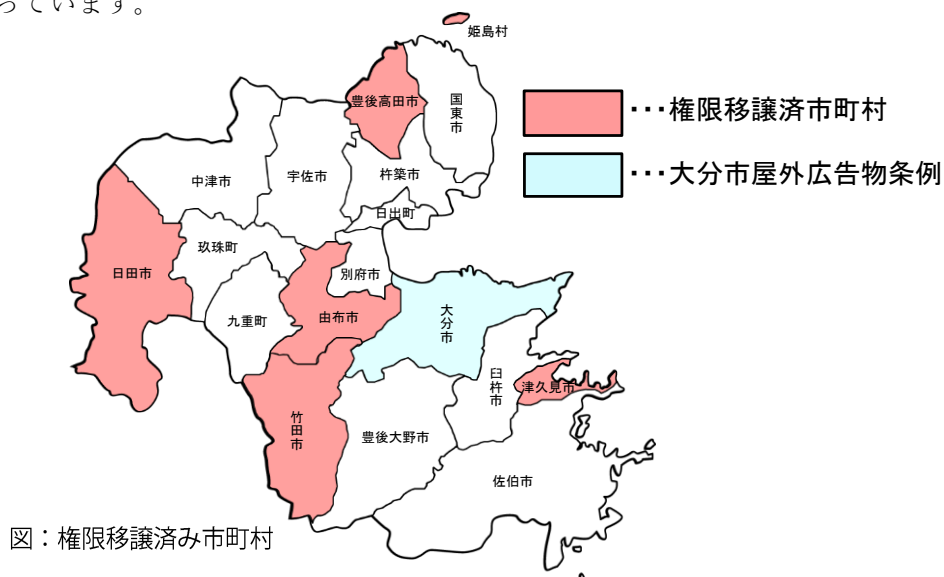
(1) 屋外広告物適正化の推進

立看板や広告塔の屋外広告物は、私たちに必要な情報を伝えるだけでなく、街に活気や個性を与えるなど、街の表情の一部にもなっています。その一方で、屋外広告物の無秩序な設置は、景観に大きな影響を与えます。このため、本県では、大分県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示地域、場所、物件等について規制を設けています。

本県では、地方自治法の規定に基づき、5市1村に屋外広告物の許可等の権限を移譲しています。さらに、屋外広告物法では、景観行政団体である市町村への権限移譲も規定されており、許可等の権限に加えて禁止区域の設定等の権限も移譲できることとなっています。

良好な景観の保全・形成のためには、屋外広告物についても県下一律の規制を行うのではなく、市町村の景観計画などを踏まえて地域の特色に応じた規制を行うことが適当であるため、市町村と権限移譲に向けた検討を進めます。

なお、中核市である大分市は、「大分市屋外広告物条例」により屋外広告物の規制を行っています。



(2) 沿道景観の保全

大分県では、昭和63年に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を定め、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化に努めてきましたが、平成16年に景観法が制定され、市町村が景観行政団体に移行してからは、二重行政とならによるため、市町村が景観計画を策定した区域については、条例の規定を適用しないこととしています。

しかし、この条例が目指す主要幹線道路からの景観の維持については、引き続き取り組んでいくことが必要であることから、景観計画を策定した市町村に対し、条例の趣旨を踏まえた取扱いとするよう要請していきます。

